

## 第24回公正取引委員会契約監視委員会議事概要

- 1 日時 平成29年6月1日(木) 10:30~12:00
- 2 場所 中央合同庁舎第6号館B棟11階 公正取引委員会 官房第2会議室
- 3 出席者  
(委員) 小西委員, 田辺委員, 中村委員
- 4 議事概要
  - (1) 開会
  - (2) 調達案件の審議  
平成28年10月1日から平成29年3月31日までの間に締結した契約のうち, 各委員が抽出した調達案件5件について審議が行われた。審議の概要は別紙のとおり。
  - (3) 閉会

意見・質問	説明・回答
○ 平成29年度公正取引委員会パンフレット及びリーフレットのデータ作成請負業務並びに印刷請負業務（一般競争入札（総合評価落札方式））	
<ul style="list-style-type: none"> <li>パンフレットの著作権は公正取引委員会に帰属するため、受注者はパンフレットに使った写真等を他の印刷物に再利用することができない。特に中小企業にとっては、全く再利用できないとなると厳しい面もあるので、何らかの方策は考えられないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>パンフレット等の印刷物を改訂・増刷する場合には、複数の事業者による見積り合わせなど競争性のある調達を行うことから、著作権は当委員会に帰属させている。          なお、受注者からパンフレットに掲載した汎用的な写真等を他の印刷物に再利用したいとの申出があれば、使用を許可することはあり得ると思うが、これまでそうした申出を受けたことはない。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>本件は、技術面を評価するという総合評価落札方式の趣旨に馴染まない落札結果になっているが、技術点と価格点の配分はどのようになっているのか。          また、総合評価落札方式による調達における成果物の品質確保のため、技術点に足切りを設けることを検討してはどうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当委員会においては、価格点は総合点の3分の1以上という運用を行っており、技術点と価格点の配分は、透明性・公平性の確保のため、入札前に事業者に示している。          技術点に足切りを設けることについては、実施の可能性を含め今後検討したい。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>本件の落札率はかなり低いが、予定価格が1000万円以下なので低入札価格調査制度の対象にはならない。このような案件の場合、中小企業では、最低賃金を下回る可能性や採算割れの可能性もあり、業務を履行できないおそれがあると思うが、どのようにして履行を確保しているのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務の履行を確保するため、応札する事業者には、事前に履行証明書の提出を求めている。低入札価格調査制度の対象にはならない案件の場合、かなり低い価格での応札であっても、履行証明書が提出されていれば、その者を落札者とすることになる。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>入札説明書を取りに来た者は17者もいるのに応札者は3者と少ない。難しい業務ではないと思うが、応札者が少なかった理由として何か考えられることはあるか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合評価落札方式ということで公告期間も1か月と長く取り、履行期限にも問題はないと考えられ、応札を辞退した理由は事業者に聞いてみないと分からない。</li> </ul>
○ ソフトウェアライセンス（データベースソフトウェア等）の調達（一般競争入札）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>本件は、予定価格と落札価格の差が非常に小さいが、その理由は何か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本件調達対象のソフトウェアは既製品であることから、複数の事業者から徴取した参考見積りなどを基に予定価格を積算した</li> </ul>

	<p>ため、実際の価格に近いものになったと考えられる。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>仕様書において、特定の製品を指定しているのはなぜか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本件は、ファイル自動暗号化機能ソフトにより暗号化されたファイルを外部にメールで送信する際に、ファイルの暗号化を解除する復号化のためのソフトウェアを調達するものである。ファイル自動暗号化機能ソフトについては、既に入札を行い、導入する製品が決まっており、これに対応する復号化ソフトウェアが当該製品のみであったためである。</li> <li>なお、ファイル自動暗号化機能ソフトの入札の際には、製品を指定することなく、機能のみを仕様書に記載している。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>入札参加資格のない者が入札に参加し、無効となっているが、入札参加資格は事前に示していないのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入札公告等で事前に示しており、誤って参加したものと思われる。入札公告等において、入札参加資格のない者の行った入札は無効とすることも事前に示している。</li> </ul>
<p>○ 「消費税の円滑かつ適正な転嫁のために」パンフレットデータの印刷製本、包装、梱包及び発送（一般競争入札）</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>本件は、落札率がやや低いが、その理由はなにか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本件は、複数者から事前に参考見積もりを徴取し、市場価格を考慮して予定価格を積算したが、結果的に落札価格と市場価格との間で乖離が生じてしまったものと思われる。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>本件では、落札者のほか多くの者が電子調達システムを利用して電子入札を行っているが、電子調達システムの利用により、地理的制約がなくなり、競争が活性化し、落札価格が下がるなどの効果が得られているのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電子調達システムにおいては、来庁せずに入札関係資料を入手でき、入札に参加できるなど、事業者側の事務負担が軽減されるため、事業者が入札に参加しやすくなる効果があると考えられる。しかし、事業者側の事務負担の軽減や地理的制約の緩和が入札参加業者数や応札価格にどのような影響を及ぼしているかという分析までは行っていない。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>入札参加資格の設定について、規定上の等級の者に加え、規定上の等級より下のランクの者や上のランクの者を加える場合があるようだが、等級の幅はどのように決めているのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務の内容を勘案しながら、なるべく多くの業者が入札参加できるよう個別案件ごとに判断している。</li> </ul>

○ 平成28年度における消費税転嫁対策の広報事業（随意契約（企画競争））	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報事業を行うだけでなく、当該事業の効果測定も行うという点は面白いと思うが、広報事業の落札者に効果測定を実施させた場合、効果測定結果の信憑性に問題はないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 効果測定は落札者とは異なる事業者が実施しており、落札者からは効果測定結果とともに、効果測定結果の基データも提出してもらうことにより、信憑性を確保している。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企画審査を行う審査員の構成や人数はどのようになっているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審査員は、本件業務を所管する取引企画課の職員のほか、官房総務課長、監査官、広報官、会計室長などを含む9名となっており、幅広い観点から審査するようにしている。</li> </ul>
○下請取引適正化推進講習会テキストの印刷（一般競争入札）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本件は、公正取引委員会と中小企業庁の共同調達ということだが、単独調達と比較して、どの程度価格低減効果があったのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本件はかなり以前から共同調達を行っており、単独調達の場合と比較できるデータはない。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共同調達を実施する際に省庁間でどのように情報共有を図っているのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本件については、下請取引適正化推進講習会の実施を公正取引委員会と中小企業庁が共同で行っているため、入札に関する情報も常に共有している。          省庁間での共同調達については、行政改革推進本部事務局が積極的に推進しているところであり、当委員会では、同じ合同庁舎に入っている省庁、例えば、本局では、法務省との間で、コピー用紙などの物品調達や官用車の車検などの役務調達など、価格の低減効果が見込まれるような案件について情報交換を行い、共同調達を行っている。</li> </ul>